

第 123 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県体育施設条例（昭和39年長崎県条例第50号）第 2 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎県立総合体育館 長崎県営野球場 長崎県小江原射撃場	長崎市淵町 2 番25号 長崎DS・スポーツ協会グループ 代表者 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社 代表取締役社長 大熊 稔幸	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
長崎県立総合体育館県北トレーニング室 長崎県立武道館	佐世保市椎木町無番地 公益財団法人 佐世保市スポーツ協会 会長 末長 昭則	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

令 和 7 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県体育施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県体育施設条例第 5 条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。